

## 令和3年度 第4回名寄市中小企業振興審議会会議録（要旨）

開催日 令和3年9月6日（月曜日）

開催場所 名寄市役所 名寄庁舎 4階大会議室

出席委員

審議会委員	会長	藤田健慈
	副会長	堀江英一
	委員	高橋能朗
	委員	今井利憲
	委員	今野聖士
	委員	千々石奈穂美
	委員	湯川珠代
	委員	中舘孝彰
	委員	宮窪喜代美

名寄市	白田	経済部長
	田畑	産業振興室長
	中村	産業振興課長
	佐藤	産業振興課主幹
	荒井	産業振興課主査
	木下	産業振興課主事
	高儀	産業振興課主事

1 開会 13時30分

### 2 挨拶

【藤田会長】

お忙しい中、お集まりいただき感謝する。本日は本条例全部改正のパブリックコメントの結果について報告いただく。また、これまで審議してきた「支援メニューの見直し」及び「企業立地促進条例の見直し」についてご確認いただきたいと思う。そして、新たな議論として「工場立地法の緑地面積率の緩和」について審議いただく。本日も忌憚のないご審議をお願いしたい。

### 3 協議事項

協議事項（1）について事務局より説明

**【藤田会長】**

事務局の説明に対して意見・質問はあるか。

-----質問・意見なし-----

協議事項（２）について事務局より説明

**【藤田会長】**

事業所賃貸料支援事業の「１年間の補助」について意見はあるか。

**【湯川委員】**

私も起業を経験したことがあるが、１年では顧客が見つからない。事業が軌道にのるまで３年はかかると思われるので、その期間は支援があると助かるのではないか。商店街の家賃は高い。街なかの賑わいを創出するという観点からも商店街で起業しやすくするような支援にすべき。

**【藤田会長】**

以前、商店街の家賃は高く、起業できないという話を聞いたことがある。創業支援としても３年間ぐらいは支援してあげてもいいのではないか。この事業はフランチャイズの利用は可能か。

**【事務局】**

フランチャイズは利用可能だが、チェーン店は利用不可とする。

**【藤田会長】**

近年の傾向として、家賃の安い郊外や風連地区で起業するケースが多くなっている。街なかへの誘導策としても支援内容の整備が必要。

**【高橋委員】**

この事業は既存事業所の家賃を支援するものか。

**【事務局】**

空き地空き店舗を活用し新たに賃貸契約を結んだ場合に利用可能。

**【今井委員】**

期間をどのように定めるのが良いか。また企業努力を促すということなら１年目は50%、２年目は30%、３年目は10%と、補助率を段階的に下げていくというのも、一つの手としてありではないか。

**【藤田会長】**

３年を超えればその先はなんとかやっつけていけるようなイメージはある。

**【事務局】**

限度額の調整するのは少し難しいが、漸減的に１年目は30万円まで、２年目は20万円まで、３年目は10万円まで、４年目からは自力でというやり方もありではないかと。

**【堀江副会長】**

この事業は、利用可能業種については問わないのか。

**【事務局】**

一部利用できない業種については施行規則に定めている。

**【藤田会長】**

少し長めの期間支援してもらえると、申請者は助かると思われるので支援の長期化に向けて事務局において内容の整理を願う。また、支援メニューをまとめたパンフレット等の作成についても併せて願い申し添える。

-----その他意見なし-----

協議事項（3）について事務局より説明

**【藤田会長】**

事務局の説明に対して意見・質問はあるか。

**【今野委員】**

46航空運輸業が企業立地の可能性がないと整理されているが、ドローンを使った配送業がこれに該当すると思われるので、今後のことを考えると対象業種に加えてもいいのではないのか。また、87協同組合についても対象となっていないが、農林水産省の制度で特定地域づくり事業協同組合というものがあり、これは過疎化している地域で農林水産業や商工業の事業者がグループをつくって地域づくりをするというもので、国でこのような協同組合の設立を促す動きもあるので、対象業種としておいてもいいのではないのか。

**【事務局】**

ご指摘いただいた2つの業種については今後、支援の対象となる可能性を見極めつつ再度、精査・検討するので改めて審議いただきたい。

**【藤田会長】**

その他、事務局の説明に対して意見・質問はあるか。

-----その他意見なし-----

協議事項（4）について事務局より説明

**【藤田会長】**

事務局の説明に対して意見・質問はあるか。

**【中舘委員】**

緑地面積率の規制があると中小企業が新規に工場などを建設する際に面積の制約を受けてしまい設計がやりづらくなる。参入を検討する方々に対し間口を広げておくという考え方であれば、1%以上とするのは企業にとっては有難いと思う。

**【藤田会長】**

準則で景観や建ぺい率について努力義務のようなものを設けることはできないか。

**【中舘委員】**

働くうえでの健康の観点からは1%という数値はいかがかという考え方もあると思うが、名寄市全体でみれば緑は多い。

**【事務局】**

地域未来投資促進法で緑地面積率の緩和をする場合、進出する企業は地域経済牽引事業計画というものを作成して北海道の承認を得ることとなる。名寄市の地域未来投資促進法の計画のなかに大規模な計画を行う場合には、当該事業活動等を住民の理解が得られるように住民説明会を実施する等周辺住民への理解を求めていくと明記されており、関係法令にも環境保全等について配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする配慮すべき事項が明記されている。準則で努力義務等を設けずとも、企業はこれらについて配慮したうえで計画を作成することとなる。

-----その他意見なし-----

**4 その他**

-----報告事項・意見等なし-----

**5 閉会**

閉会の挨拶

**【堀江副会長】**

お忙しい中、本日まで中小企業振興条例の全部改正に関する議論に尽力いただき感謝する。今後、議会への提案となるが、見守っていきたい。支援メニューの見直し、企業立地促進条例の見直し、工場立地法の緑地面積緩和についても今後の本市の商工業振興に重要であると考えている。中小企業等の皆様方と豊かな名寄市にしていくことを祈念し、閉会の挨拶とさせていただきます。